

菊陽監査第105号

令和7年3月26日

菊 陽 町 長 様
菊陽町議会議長 様
菊陽町教育委員会教育長 様
菊陽町選挙管理委員会委員長 様
菊陽町農業委員会会長 様

菊陽町監査委員 牧野 俊彦



菊陽町監査委員 佐々木理美子



令和6年度菊陽町定期監査結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

令和6年度菊陽町定期監査結果

1 実施方法

令和6年11月12日から令和7年2月4日までの間に実地監査を実施した。

2 監査対象機関 46機関

令和6年11月12日から令和7年2月4日までの期間のうち23日間

実施年月日		定期監査実施対象機関名
令和6年11月12日	火	ふれあいの森研修センター、南部町民センター、東部町民センター
令和6年11月14日	木	光の森町民センター、西部町民センター、図書館
令和6年11月15日	金	総合体育館、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、三里木町民センター
令和6年11月18日	月	中央公民館、みどり園
令和6年11月19日	火	スポーツ振興課
令和6年11月21日	木	武蔵ヶ丘小学校、生涯学習課
令和6年11月22日	金	菊陽南小学校
令和6年11月27日	水	菊陽北小学校
令和6年11月28日	木	菊陽西小学校、なかよし園
令和6年11月29日	金	人権教育啓発課
令和7年1月9日	木	町民課、福祉課
令和7年1月10日	金	税務課、子育て支援課
令和7年1月14日	火	菊陽中部小学校、健康保険課
令和7年1月16日	木	危機管理防災課、武蔵ヶ丘中学校
令和7年1月17日	金	環境生活課、菊陽中学校
令和7年1月20日	月	こども家庭相談課、農業委員会、農政課
令和7年1月21日	火	商工振興課、都市計画課
令和7年1月22日	水	武蔵ヶ丘北小学校
令和7年1月28日	火	介護保険課、下水道課、
令和7年1月29日	水	学務課、建設課
令和7年1月30日	木	会計課、議会事務局、監査委員、施設整備課
令和7年2月3日	月	総合政策課
令和7年2月4日	火	総務課、財政課

3 監査の範囲

令和6年度執行の事務（一部令和5年度執行分を含む。）

4 監査の主眼

菊陽町監査基準に準拠し、町の財務及び行政に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、あらかじめ提出を求めた監査資料調書のほか関係諸帳簿類の試査を行い、及び関係職員からの聴取等により、監査を実施した。

特に財務に関しては、例月出納検査及び前年度分決算審査の結果も考慮に入れながら、収入・支出関係事務の処理状況を確認した。

また行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の執行状況等について聴取を行った。

5 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、全庁的に改善等を図るべき指摘事項は、次のとおりである。

<参考1>

菊陽町監査基準第15条第2項

- 一 財務監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

<参考2>

指摘事項 : 地方自治法の規定に基づく勧告を行うまでには至らないが、速やかに改善等を行う必要があると認められるもの

(1) 使用料徴収等に係る釣銭用の現金管理について

○現状

- ・ 現行財務規則上、釣銭用の現金の取扱いについては、町税等の出張徴収の場合についてのみ規定されている。（第65条）
- ・ 実際の取扱いでは、会計課、町民課、光の森町民センター、スポーツ振興課の4

部署が一定の額の現金を釣銭用として管理している。

- ・ 上記4部署以外に、各町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、ふれあいの森研修センターにおいては、使用料等の徴収に際して釣銭が必要な場合に、職員個人が私費により両替等を行っている事例がある。

○課題

- ・ 1件当たりの使用料等の額は少額であるが、徴収の際の両替等においても、公費としての適正な取扱いを確保する必要がある。

○改善すべき事項

- ・ 業務の性格上、釣銭を準備する必要がある部署においては、釣銭用の現金を管理できるよう、速やかに財務規則を整備すること。
- ・ 当該財務規則に基づき、釣銭としての現金の受け渡し、現場での両替の方法、年度間の清算手続等について運用細目を整備すること。
- ・ 釣銭用の現金が必要な部署においては、すでに釣銭用の現金を管理している部署を含めて、改めて整備後の財務規則及び運用細目に基づき、手続等を行うこと。

(2) 資金前渡による現金が不足した場合の精算について

○現状

- ・ コインパーキング利用料金を資金前渡により準備した場合で、予定外の時間超過等により不足することとなったとき、やむを得ず職員が不足分を建て替えて処理し、帰庁後、立替分の還付のために、再度の資金前渡の手続により現金を支出している事例がある。

○課題

- ・ 資金前渡の清算において、再度の資金前渡により新たに現金を支出することは、資金前渡の誤った運用であり、適切ではない。

○改善すべき事項

- ・ 地方自治法上、職員による立替払は禁止されていることから、コインパーキング料金を資金前渡で準備する場合、現場で不足することのないように事前に十分算定すること。
- ・ 前渡金が不足し、職員がその分の立替払いを行った場合でも、さらに資金前渡の手続により還付することはできないこと。

- ・ なお、立替払がやむを得ない事情に基づくものと認められる場合には、当該職員による還付請求を認めることも考えられることから、手続に関する運用細目等を整備すること。

(以上)